

原則検察官送致対象事件の概況

原則検察官送致対象事件の概況

○原則検察官送致対象事件の終局処分別暦年比較（全年齢）

年次	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知事 相談所長 又は児童 送致	不処分	審判 不開始
		人員	比率	総数	保護 観察	児童 施設等 自立支 援	第1少 年種 院送 致等 (中 等)	第2少 年種 院送 致特 別)	第3少 年種 院送 致医 療)			
平成26年	34	26	76.5%	7	1	0	5	0	1	0	1	0
平成27年	32	20	62.5%	12	2	0	9	0	1	0	0	0
平成28年	24	15	62.5%	9	0	0	8	0	1	0	0	0
平成29年	17	9	52.9%	8	1	0	6	0	1	0	0	0
平成30年	15	11	73.3%	4	0	0	4	0	0	0	0	0
合計	122	81	66.4%	40	4	0	32	0	4	0	1	0

○原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成26年1月から平成30年12月までの合計，全年齢）

非行	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知事 相談所長 又は児童 送致	不処分	審判 不開始
		人員	比率	総数	保護 観察	児童 施設等 自立支 援	第1少 年種 院送 致等 (中 等)	第2少 年種 院送 致特 別)	第3少 年種 院送 致医 療)			
殺人	44	22	50.0%	22	3	0	15	0	4	0	0	0
強盗殺人	7	7	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死	4	3	75.0%	1	0	0	1	0	0	0	0	0
傷害致死	45	31	68.9%	13	1	0	12	0	0	0	1	0
保護責任者 遺棄致死	3	0	0.0%	3	0	0	3	0	0	0	0	0
危険運転致死	19	18	94.7%	1	0	0	1	0	0	0	0	0
総数	122	81	66.4%	40	4	0	32	0	4	0	1	0

- (注) 1 最高裁判所事務総局家庭局の資料を基に法務省で作成。
 2 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。
 3 「比率(%)」は、「総数」に対するもの。
 4 「殺人」には、刑法202条の罪を含む。
 5 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。
 6 該当のない非行は記載していない。
 7 平成27年6月施行の少年院法により、従来の初等及び中等少年院は第1種少年院に、特別少年院は第2種少年院に、医療少年院は第3種少年院にそれぞれ名称が変更された。

○原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成29年，全年齢）

非行	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知事 相談所 又は児童 相談所 長送致	不 処 分	審 判 不 開 始
		人 員	比 率	総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 立 支 援	第 少 年 1 院 送 致 種 致	第 少 年 2 院 送 致 種 致	第 少 年 3 院 送 致 種 致			
殺人	8	2	25.0%	6	1	0	4	0	1	0	0	0
強盗殺人	1	1	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷害致死	4	3	75.0%	1	0	0	1	0	0	0	0	0
危険運転致死	4	3	75.0%	1	0	0	1	0	0	0	0	0
総 数	17	9	52.9%	8	1	0	6	0	1	0	0	0

- (注) 1 最高裁判所事務総局家庭局の資料を基に法務省で作成。
 2 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。
 3 「比率(%)」は、「総数」に対するもの。
 4 「殺人」には、刑法202条の罪を含む。
 5 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。
 6 該当のない非行は記載していない。

○原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成29年，行為時年齢18歳・19歳）

非行	行為時年齢18歳			行為時年齢19歳		
	合計(人)	検察官送致(刑事処分相当)(人)	検察官送致(刑事処分相当)の比率	合計(人)	検察官送致(刑事処分相当)(人)	検察官送致(刑事処分相当)の比率
殺人	2	1	50.0%	1	0	0.0%
傷害致死	3	2	66.7%	0	0	0.0%
危険運転致死	1	1	100.0%	2	2	100.0%
合 計	6	4	66.7%	3	2	66.7%

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料を基に法務省で作成。
 2 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。
 3 「合計」は、表中「検察官送致(刑事処分相当)」，「保護処分」，「不処分」，「審判不開始」及び「知事又は児童相談所長送致」の合計である。
 4 「検察官送致(刑事処分相当)」は、法第20条による検察官送致をいう。
 5 「比率(%)」は、「合計」に対するものである。

○原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成30年，全年齢）

非行	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知事 相談所 長送致 又は 児童	不 処 分	審 判 不 開 始	
		人 員	比 率	総 数	保 護 観 察	児 施 設 自 立 支 援	第 少 年 1 院 送 致	第 少 年 2 院 送 致	第 少 年 3 院 送 致				
殺人	6	4	66.7%	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
強盗殺人	3	3	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死	2	1	50.0%	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
傷害致死	3	2	66.7%	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
危険運転致死	1	1	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	15	11	73.3%	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 最高裁判所事務総局家庭局の資料を基に法務省で作成。
 2 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。
 3 「比率(%)」は、「総数」に対するもの。
 4 「殺人」には、刑法202条の罪を含む。
 5 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。
 6 該当のない非行は記載していない。

○原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成30年，行為時年齢18歳・19歳）

非行	行為時年齢18歳			行為時年齢19歳		
	合計(人)	検察官送致(刑事処分相当)(人)	検察官送致(刑事処分相当)の比率	合計(人)	検察官送致(刑事処分相当)(人)	検察官送致(刑事処分相当)の比率
殺人	3	1	33.3%	2	2	100.0%
強盗殺人	2	2	100.0%	0	0	0.0%
強盗致死	0	0	0.0%	1	1	100.0%
傷害致死	1	1	100.0%	1	1	100.0%
危険運転致死	1	1	100.0%	0	0	0.0%
合 計	7	5	71.4%	4	4	100.0%

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料を基に法務省で作成。
 2 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。
 3 「合計」は、表中「検察官送致(刑事処分相当)」、「保護処分」、「不処分」、「審判不開始」及び「知事又は児童相談所長送致」の合計である。
 4 「検察官送致(刑事処分相当)」は、法第20条による検察官送致をいう。
 5 「比率(%)」は、「合計」に対するものである。